



佐賀県公報

平成17年
5月23日
(月曜日)
第12607号

(◎印は、県例規集に登載するもの)

目次

○青少年に有害な図書等の指定	(三一一・子ども課)	一
○生活保護法に基づく指定介護機関の廃止	(三一二・地域福祉課)	二
○生活保護法に基づく居宅介護を担当させる機関の指定	(三一三・	二
○生活保護法に基づく居宅介護支援計画の作成を担当させる機関の指定	(三一四・	四
○生活保護法に基づく指定介護機関の事業所の名称及び所在地の変更	(三一五・	四
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業所の所在地の変更	(三一六・長寿社会課)	五
○佐賀県企業立地促進特区の区域の指定	(三一七・新産業課)	五
○道路の区域の変更	(三一八・道路課)	五
○道路の供用開始	(三一九・	六
○開発行為に関する工事の完了	(まちづくり推進課)	六
○鍋島土地改良区営土地改良事業計画変更認可	(農地整備課)	六
○佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	(規則・三四)	七

○ 告 示

◎佐賀県告示第三百一十一号

佐賀県青少年健全育成条例(昭和五十二年佐賀県条例第二十四号)第十三条

第一項の規定により、青少年に有害な図書等として次のものを指定する。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

種類	指定番号	題名	製作発行所等	雑誌コード等	指定理由
雑誌	17-45	WOoooo! マガジン・ウォー 6月号	(株)マガジン・マガジン	08397-06	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
”	17-46	Kissui きっすい VOL.19 6月号	英知出版(株)	02801-6	
”	17-47	Chu ッ スペシャル 6月号	(株)ワニマガジン社	16151-6	
”	17-48	実話 マガジン・バン! 6月号	(株)マガジン・マガジン	18385-06	
”	17-49	ホイップ No.65 6月号	(株)コアマガジン	08169-06	
”	17-50	new urecco 6月号	ミリオン出版(株)	01851-06	
”	17-51	SP・EVO すっぴんえぼりゅーしょん 6月号	英知出版	05463-06	
”	17-52	ザ・ベストMAGAZINE No.253 6月号	KKベストセラーズ	14003-6	
”	17-53	ザ・ベストマガジンスペシャル No.143 6月号	KKベストセラーズ	14077-6	
”	17-54	EX NUDE MIX FROM DIVA	マイウェイ出版(株)	68293-09 ㊦-2005年10月	

●佐賀県告示第三百十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次のとおり指定介護機関から廃止の届出があった。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

- 一 (一) 廃止年月日 平成十七年三月二十一日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 有限会社宮本薬局
所在地 伊万里市立花町千八百九十一番地十
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 ひまわり薬局
所在地 伊万里市二里町八谷搦二十番地一
- サービスの種類 居宅療養管理指導
- 二 (一) 廃止年月日 平成十七年二月二十八日
- (二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 小城町
所在地 小城郡小城町二百五十三番地二十一
- (三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類
名称 小城町立病院
所在地 小城郡小城町松尾四千百番地
- サービスの種類 訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導

●佐賀県告示第三百十三号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり

指定した。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

理指導

四 (一) 指定年月日 平成十七年三月二十一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社宮本薬局

所在地 伊万里市立花町千八百九十一番地十

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ひまわり薬局

所在地 伊万里市二里町八谷搦千四十一番地

サービスの種類 居宅療養管理指導

五 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社くまちゃん

所在地 佐賀郡大和町大字東山田千八百五十七番地十三

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 デイサービスくまちゃん

所在地 佐賀郡大和町大字東山田千八百五十七番地十三

サービスの種類 通所介護

六 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社G plus

所在地 佐賀市多布施一丁目二百十七番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ホームヘルプサービスクローバー

所在地 佐賀市大財五丁目二十四番一

サービスの種類 訪問介護

七 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

サービスの種類 訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管

所在地 鳥栖市鎗田町二百八十一番地三

名称 医療法人はらだ会はらだ内科胃腸科

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

所在地 鳥栖市鎗田町二百八十一番地三

名称 医療法人はらだ会はらだ内科胃腸科

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

指定年月日 平成十七年三月一日

サービスの種類 特定施設入所者生活介護

所在地 佐賀市久保泉町大字川久保二千二百二十番地七

名称 ナーシングホーム華

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

所在地 佐賀市久保泉町大字川久保二千二百二十番地七

名称 有限会社フレンドリー

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

指定年月日 平成十七年三月一日

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

所在地 佐賀市西与賀町大字厘外千二百三十六番地七

名称 グループホーム福寿荘

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

所在地 佐賀市西与賀町大字厘外千二百三十六番地七

名称 有限会社ユートピア

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

指定年月日 平成十七年三月一日

佐賀県知事 古川 康

名称 有限会社G-plus

所在地 佐賀市多布施一丁目二百七十七番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 ハウスOfクローバー

所在地 佐賀市大財五丁目二十四番一

サービスの種類 特定施設入所者生活介護

八 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 小城市

所在地 小城市牛津町柿樋瀬千百番地一

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 小城市民病院

所在地 小城市小城町松尾四千百番地

サービスの種類 訪問看護、訪問リハビリテーション及び居宅療養管理指導

理指導

九 (一) 指定年月日 平成十七年二月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社喜楽

所在地 鳥栖市弥生が丘一丁目三十一番地

(三) 事業所の名称、所在地及びサービスの種類

名称 グループホーム喜楽

所在地 鳥栖市弥生が丘一丁目三十一番地

サービスの種類 痴呆対応型共同生活介護

●佐賀県告示第三百十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機

関を次のとおり指定した。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社G-plus

所在地 佐賀市多布施一丁目二百七十七番地一

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅支援事業所クローバー

所在地 佐賀市大財五丁目二十四番一

二 (一) 指定年月日 平成十七年三月一日

(二) 申請者の名称及び主たる事務所の所在地

名称 有限会社ヒール

所在地 佐賀郡諸富町大字諸富津二十番地十七

(三) 事業所の名称及び所在地

名称 居宅介護支援事業所ありんこ

所在地 佐賀郡諸富町大字諸富津二十番地十七

●佐賀県告示第三百十五号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定介護機関から次のとおり事業所の名称及び所在地を変更した旨の届出があった。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

一 居宅介護事業

名称		所在地		変更年月日
旧	新	旧	新	
山元外科病院	山元記念病院	伊万里市二里町八谷捌八三番地五	伊万里市二里町八谷捌八八番地四	平成一七・四・一
医療法人謙仁会山元記念病院通所リハビリテーション事業所	医療法人謙仁会山元記念病院通所リハビリテーション事業所	伊万里市二里町八谷捌八三番地五	伊万里市二里町八谷捌八八番地四	"
株式会社ハートウエル佐賀店	鳥栖市西新町字所熊一四二二番地二〇九号	小城市小城市宿二〇八二番地三		平成一七・二・一

二 居宅介護支援事業

名称		所在地	変更年月日
旧	新		
山元外科病院居宅介護支援事業所	医療法人謙仁会居宅介護支援事業所	伊万里市二里町八谷捌一三番地五	平成一七・四・一

●佐賀県告示第三百十六号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十五条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり事業所の所在地を変更した旨の届出があった。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

サービスの種類	名称	所在地	変更年月日
---------	----	-----	-------

訪問看護	訪問看護ステーション「いきいき」	鳥栖市轟木町一五五九番地	平成一七・一・一九
旧	新	鳥栖市轟木町一五二三番地	
六	一		

●佐賀県告示第三百十七号

佐賀県企業立地の促進に関する条例(平成十七年佐賀県条例第四十二号)第三条第一項の規定により、次のとおり佐賀県企業立地促進特区の区域を指定した。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

区	区域	指定年月日
武雄市		平成一七年五月二日

●佐賀県告示第三百十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

その区域を表示した図面は、平成十七年五月二十三日から平成十七年六月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

道路の種類 及び路線名	道路の		区域	
	区間	変更前 後の別	幅員 メートル	延長 メートル
県道 虹の松原線	唐津市浜玉町浜崎字宮ノ元一 七三番一地从先から 唐津市浜玉町浜崎字大屋一二三 五番一地从先まで	後	一・一・三 〃 一・一・二	二〇〇・三
	唐津市浜玉町浜崎字宮ノ元一 七三番一地从先から 唐津市浜玉町浜崎字大屋一二三 五番一地从先まで	前	一・一・四 〃 一・一・〇	二〇〇・〇

●佐賀県告示第三百十九号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成十七年五月二十三日から平成十七年六月二十二日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成十七年五月二十三日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 虹の松原線	唐津市浜玉町浜崎字宮ノ元一七三番一地从先から 唐津市浜玉町浜崎字大屋一二三五番一地从先まで	平成一七・五・二三

○ 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成17年5月23日

佐賀県知事 古川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
鳥栖市古野町字町上143番2、145番1、154番、157番から159番まで、169番2、169番3、170番1、170番2、171番3、172番1、190番9、190番11、191番1及び191番2並びにこれらに伴う道路の区域の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

- (1) 鳥栖市本町一丁目876番地
松永 正伍
- (2) 鳥栖市本町三丁目1502番地4
村山フミ子
- (3) 鳥栖市本町一丁目865番地2
馬郡美沙子
- (4) 神奈川県藤沢市遠藤690番地3羽根沢6-303
権藤 富雄
- (5) 埼玉県入間市大字野田1129番地104
田村 洋子
- (6) 鳥栖市本町一丁目865番地
権藤シヅエ
- (7) 鳥栖市藤木町2096番地
株式会社権藤建設

土地改良法(昭和24年法律第195号)第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成17年5月12日鍋島土地改良区営土地改良事業(維持管理)計画の変更を認可した。

平成17年5月23日

佐賀県知事 古川 康

○ 人事委員会事項

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年五月二十三日

佐賀県人事委員会

委員長 蜂谷尚久

◎佐賀県人事委員会規則第三十四号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年佐賀県人事委員会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表の東脊振村の本庁の教育委員会事務局の項中「教育課長」を「課長」に改め、同表の東脊振村の出先機関の項の東脊振幼稚園の項を削り、同表の基山町の項の次に次のように加える。

みやき町		本庁	
出先機関		議会事務局	
中学校	小学校	南花園	保育所
校長 教頭	校長 教頭	園長	園長
		農業委員会事務局	事務局長
		教育委員会事務局	教育長 事務局長 課長
		町長部局(出納室を含む。)	部長 課長 出納室長
			事務局長

別表の中原町の項、北茂安町の項及び三根町の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

購読料 一か年二八、八〇〇円（送料共）
申込先 佐賀県経営支援本部総務法制課

発行者 平成十七年五月二十三日印刷及び発行
佐賀県知事 古川 康

発行定日 毎週月水金曜日
印刷所 株式会社古川総合印刷